

市町村特別給付の費用改正について

・改正の趣旨

市町村特別給付とは区が独自に第一号被保険者保険料を財源として、実施しているサービスであり、費用は国が定める該当サービス単位をもとに設定しております。

令和3年度介護報酬改定にともない、国が定めるサービス単位が変更となったため、それに合わせて区の市町村特別給付費用を変更させていただく内容となります。

・該当サービス

要支援者夜間対応サービス

・サービス内容

介護保険サービス内では要介護認定者のみサービスを利用できますが、区として独自に、要介護から要支援に移行した場合であっても、引き続き「夜間対応型訪問介護サービス」を受けられるように実施しているサービスです。

・サービスに要する費用額

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数×地域単価)

《変更前》 令和元年10月まで

- ・基本夜間対応型訪問介護費 11,540円 (1,013単位×11.4円=11,548円)
- ・随時訪問サービス費(I) 6,580円 (578単位×11.4円=6,589円)

※特別給付においては1円単位の端数は切り捨て

単価の変更



《変更後》 令和3年4月から

- ・基本夜間対応型訪問介護費 11,680円 (1,025単位×11.4円=11,685円)
- ・随時訪問サービス費(I) 6,700円 (588単位×11.4円=6,703円)

※特別給付においては1円単位の端数は切り捨て